

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例  
のあらまし

1 能勢町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。

〔主な改正内容〕

- ・水道用水供給事業の給水対象から、能勢町を除きます。
- ・豊能水道事業の名称を豊能地域水道事業に変更し、給水区域に能勢町を追加します。
- ・地方公営企業法の規定に基づき作成し公表する業務状況書の取扱いについて経過措置を定めます。
- ・情報公開及び個人情報に係る処分等に関する経過措置を定めます。
- ・大阪広域水道企業団職員の定数を703人とします。
- ・聴聞に係る手続等に関する経過措置を定めます。
- ・職員の分限の処分、懲戒の処分、育児休業又は育児短時間勤務の承認、給与の減額等に関する経過措置を定めるほか、所要の改正を行います。
- ・能勢町で締結された長期継続契約を企業団が承継することについて経過措置を定めます。

〔関係条例〕

- ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ほか9条例

2 泉南水道事業及び田尻水道事業の給水区域を変更します。

3 この条例は、令和6年4月1日から施行します。